

	分類	A.府(バイト)が目視確認
1	消毒	店内入口に消毒設備を設置
2	座席	テーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保
3		カウンターテーブルの席間は最低1m以上の間隔を確保していること。
4	パーティション	レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽
5		テーブル上に一人ひとりのパーティション(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)等を設置して遮蔽
6		カウンターテーブル上に一人ひとりのパーティション(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)等を設置して遮蔽していること。
7	レジ	コイントレイを介した代金の受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入
8	CO2センサー	CO2センサーを常備
9	掲示物	共通ポスター掲示(けんた製作のもの)
10		大阪コロナ追跡システムQRコードを掲示
11		感染防止宣言ステッカーを導入していること。(ゴールドステッカー)
12	チェックリスト	各施設・事業者は、施設内のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について店舗のわかりやすい場所に掲示していること。(GSHPIにサンプルあり)
13	タバコ	喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保てるように、足下に立つ位置の表示を行う、距離を空けて利用する旨の掲示を行う、一度に利用できる人数の制限を設けている掲示を行う等、3つの密を避けるようことや会話を控えるよう注意喚起を行うこと。
14	建築衛生法検査結果	建築物衛生法に基づく定期検査結果が確認できる場合、その結果を提示すること。(聞き取りで対応可能)